

京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例(以下「条例」という。)第6条の規定による届出がありましたので、条例第7条第1項の規定により、当該届出書の内容を公告し、公衆の縦覧に供します。

なお、当該届出書の内容については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までの間に、市長に意見書を提出することができます。

平成25年11月12日

京都市長 門川 大作

1 条例第6条において規定する開発事業者の氏名及び住所

京都リゾート有限会社 代表取締役 山野俊一郎
東京都中央区日本橋1丁目7番9号

2 開発事業に係る区域の土地の地名地番及び面積

京都市北区大北山鷲峯町1番 他
約25,000平方メートル

3 開発事業に係る主な用途

ホテル又は旅館

4 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市都市計画局都市企画部都市計画課

5 縦覧期間及び時間

平成25年11月12日から平成25年12月2日まで(ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。)

午前8時45分から午後5時30分まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

6 条例第8条第1項に規定する意見書の提出期限

平成25年11月12日から平成25年12月9日まで

(注) 上記意見書を提出しようとする者は、住所、氏名及び届出書の内容についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、〒604-8571京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地、京都市都市計画局都市企画部都市計画課に提出してください。

(都市計画局都市企画部都市計画課)